

## 東アジアにおける森林政策の比較分析

——中国・北朝鮮・日本・韓国を対象に——

金 承 華

東アジアでは、森林資源の保全と回復のために、造林や持続可能な森林経営などの様々な政策が行われている。本稿では、東アジアの4ヵ国、中国、日本、韓国、北朝鮮の森林政策に焦点を当てて、森林政策の歴史展開とその動向についての比較分析を行った。その分析の結果、森林被覆率については、中国は増加、日本と韓国は現状維持、北朝鮮は減少する傾向にあることが看取できた。また、森林政策の動向としては、日本と韓国は、森林の多面的機能を重視しながら、国内的には雇用創出、林業所得の増加、気候変動問題など国際協力にも力を入れている一方で、中国は、森林面積の拡大と現在の森林面積の維持のために森林政策を行っているということ、北朝鮮は、森林回復のために様々な政策を行っていることが示された。

### 1. はじめに

産業革命以降、社会経済の著しい発展とともに、地球規模で森林面積が減少する傾向が続き、各国ごとに森林管理の必要性が求められてきた。東アジア<sup>1)</sup>の日本、中国、韓国、及び北朝鮮<sup>2)</sup>においては、とりわけ、第2次世界大戦後、異なる社会思想（社会主義と資本主義）の下で経済発展を目指しながらも、森林資源の管理については各国で差異はあるものの、大きく変化を遂げてきた。

発展途上国である中国では、森林被覆率が1949年に5%台まで減少したことで、50年代から、様々な森林政策が実施され、2014年には22%程度まで回復した。北朝鮮の場合では、90年代に60%台までであった森林被覆率は、2015年に40%になっている。日本と韓国は、戦後、大幅に森林被覆率が下がったが、森林政策によって60%前後まで回復し、以後その数値を維持している。世界の森林被覆率の平均が30%であるということを考えれば、日本と韓国は高

---

1) 東アジアは、中国、日本、韓国、北朝鮮以外にも、モンゴルやロシアの一部などを含む定義もあるが、本稿では、中国、日本、韓国、北朝鮮に絞って分析を行う。

2) 朝鮮民主主義人民共和国を、本稿では「北朝鮮」と呼ぶ。

い森林被覆率を維持していると言える。

その一方で、森林資源が豊かな日本と韓国にも、国内資源の活用が求められているなどの問題が発生している。中国も森林被覆率が回復しているが、現在の木材需要による伐採圧力（森林資源の維持）と森林拡大の難しさの問題がある。また、北朝鮮でも、伐採と開墾などにより森林面積は減少する傾向にあり、森林回復に向けた課題がある。

近年、森林保全を手段とする気候変動対策などによる共同連携が世界中で進められている。その連携のためには、各国の森林資源の現状や森林政策の展開並びに、最新の森林政策の動向の把握が必要である。そこで、本稿では、4カ国について、第2次世界大戦以降から現在に至るまで各国の森林政策がどのような展開をしてきたかを比較検討することで、その共通点や相違点を精査し、森林政策に関する検討を行う。

森林の現状については、森林面積（被覆率）、木材利用量、伐採量などのデータを用いて分析を行う。また、政策の展開については、各国の森林法を中心に、持続可能な森林経営（利用）と森林拡大、森林の多面的機能に関連する政策に加え、最新の森林政策の動向も踏まえて検討する<sup>3)</sup>。このような比較研究を行うことによって、森林（コモンプール財）の保全政策を考える際には、各国の個別研究だけではなく、地域の比較研究が必要であることへの示唆になると考えられる。

以上の点を明らかにするために、本稿では、2. では先行研究のレビューを行い、3. では、東アジアの森林資源の現状について述べ、また、4. では東アジアの森林政策の展開を概観する。さらに、5. において東アジアの森林の現状と政策について比較分析を行う。最後に、全体的なまとめと残された課題について述べる。

## 2. 先行研究のレビュー

これまで、各国の森林政策の展開に関する研究は様々な視点から数多く行われた。しかし、東アジアの森林政策の展開に関する比較研究は、比較的少なく、なかでも、中、日、韓、朝の4カ国についての比較研究は僅かである。

まず、各国の森林政策についての先行研究のレビューを行う。中国の研究として、陳（2005）、金（2007）、森林総合研究所（2010）、金（2018）では、中国の森林資源利用と個別森林・林業政策に焦点を当てて、森林資源の現状と変遷、個別政策の展開について具体的な分析を行っている。また、近年の日本の森林政策に関する研究として、柿沢（2018）では、日本の持続可能な森林経営のために行われた森林政策の歴史展開について整理し分析を行っている。さらに、韓国に関する研究として、白（1990）は、韓国の国有林についての経営前史や伐出・

---

3) 北朝鮮の様々なデータは、韓国政府が公開したデータを参考にするが、信憑性が疑われる。

育林の歴史展開に関して明らかにしている。安（1994）では、韓国の森林資源造成政策の展開と山林組合の役割について分析を行っている。崔ら（2002）では、森林政策の展開と国産材の生産と利用について明らかにしている。また、北朝鮮に関する研究では、Kim（2010）は、北朝鮮の森林法制の形成過程と現在の森林法について、また、Park（2013）は、北朝鮮の森林資源の現状と森林政策の展開について分析を行っており、Chun（2016）は、北朝鮮の森林資源の現状と総書記による時期区分に基づいた森林政策展開について分析している。

他方、東アジアの地域別森林政策に関する比較研究については、以下のようなレビューがある。韓朝に関する比較研究では、Song・Hahn（2012）は、韓朝のそれぞれの森林法律の説明と比較（共通点と相違点）を行った上で、韓朝の森林法制の統合方案について分析を行っている。Kim（2018）は、韓朝の森林資源の現状、森林政策の比較に加えて、金正雲体制以後の森林回復戦略について明らかにしている。また、中日韓の比較研究では、馬・今村・立花（2018）は、中国、日本、韓国の森林・木材資源の利用についての分析と、木材製品における産業構造と輸出パフォーマンスについての比較分析を行っている。

東アジアにおける森林政策の研究は、様々な視点から各国の森林政策の展開や韓・朝や中・日・韓の森林政策展開などについてのサーベイは多い。しかし、中・日・韓に北朝鮮を含めた森林政策の展開の比較検討はYoo（1995, 1998）の文献のみである。特に、Yoo（1998）では、東北アジアの6ヵ国、韓国、北朝鮮、日本、中国、ロシア、モンゴルにおける森林資源の変遷について述べ、また、主に、森林法の構築と森林法の体系について比較分析を行っている。

以上のように各国の持続可能な森林経営に関連する森林政策や森林拡大などに関連する森林政策の展開についての研究は多いが、中、日、韓、朝に関する森林政策の比較研究は少ない。本稿の特徴は、1998年以降の東アジア諸国の森林政策の展開とその比較をすることと、さらには、北朝鮮の森林政策の展開について考察することである。北朝鮮の森林政策の展開、韓朝の森林政策の展開についての研究は、韓国の研究者による研究が多く、日本語による文献はほとんど公開されていない。そこで、本稿では、1998年以前を含めて、1998年以後の東アジアの主な森林政策の展開と現在の森林政策の動向を検討することで、東アジアの森林管理政策の現状の動向、森林管理政策の共通点、相違点などについて明らかにする。

### 3. 東アジアにおける森林資源の現状

本章では、各国の森林資源の現状について、表1をベースに概説を行う。

#### 3.1 中国の現状

中国の土地面積は9.6億 ha で、日本国土面積の約25倍である。そのうち、2014年の森林面積は約2億 ha で日本国土面積の5倍の面積を森林が占めている。森林被覆率でみると、中

表1 2015年の東アジアにおける基本統計

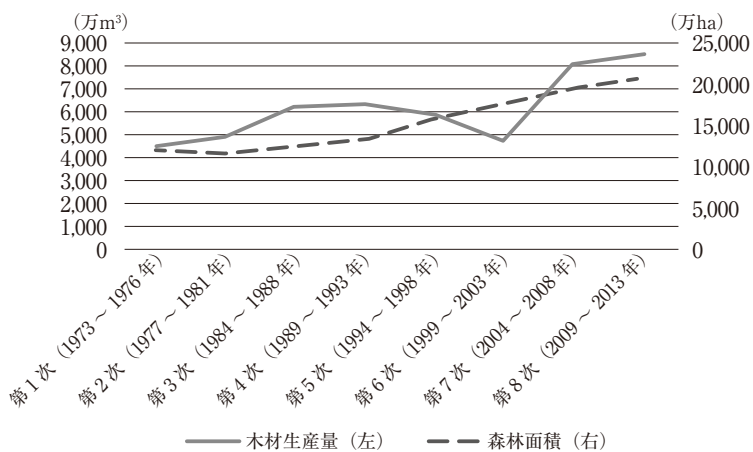
	中国	日本	韓国	北朝鮮
1人当たりGDP(ドル)	7,925	32,477	27,222	1,700
人口(万人)	137,122	12,695	5,124	2,490
国土面積(万ha)	96,000	3,800	1,000	1,200
森林面積(万ha)	20,800	2,500	600	500
森林被覆率(%)	21.63	65.8	63.07	40.9
面積当たり森林蓄積量(m <sup>3</sup> /ha)	90	170	150	63
木材供給量(万m <sup>3</sup> )	55,778	7,580	3,177	767
自給率(%)	50.9	31.2	16.2	99.4

(注) 1. 北朝鮮の自給率の計算は、国内丸太生産量 / (国内丸太生産量 + 輸入量) による。

2. 木材供給量については中国と韓国は2016年、日本は2014年のデータである。

(出所) FAO, 中国林業統計年鑑, 日本農林水産省, 韓国林業統計年鑑, 朝鮮統計年鑑(韓国公開), 世界銀行より作成

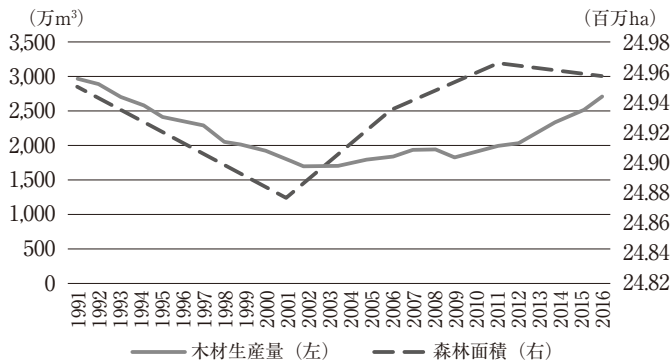
図1 中国の森林面積と木材生産



(出所) 中国林業統計年鑑より作成

国は1949年時点の5%から2015年には21.63%へと増加しているが、世界平均の30%よりは低い。他方で、森林蓄積量については、1980年代初頭の90億m<sup>3</sup>から2015年には151億m<sup>3</sup>を超える量になっている。しかし、1ha当たりの森林蓄積量は89.79m<sup>3</sup>で、世界平均より低い。他方、2016年の木材総供給については、55,778万m<sup>3</sup>で自給率は50%である。そのため、木材の輸入が増加する傾向にある。

図2 日本の森林面積と木材生産



(出所) FAO と農林水産省により作成

### 3.2 日本の現状

日本の国土面積は約3800万 ha で、2015年の森林面積<sup>4)</sup>は2510万 ha で、森林被覆率は世界平均の2倍以上の65.8%である。森林蓄積量についてみると1 ha 当たりの蓄積量は202m<sup>3</sup>で、森林資源が豊かな国であると言える。日本は20世紀に入ってから継続して森林被覆率は65%を超えていた。一方で、蓄積量に関しては、1966年の約19億 m<sup>3</sup>から2012年時点で約50億 m<sup>3</sup>になっている。しかし、日本国内での2014年の木材供給量は7580万 m<sup>3</sup>で国内生産は2365万 m<sup>3</sup>、木材自給率は31.2%で、近年の木材自給率は増加する傾向にある。一般的に、森林面積の減少は木材生産量の増加を意味している。しかし、日本の1990年以降の木材生産量は、2002年までは減少したが、その以降は増加傾向に転じている（図2）。森林面積は2000年まで減少していたが、それ以降増加へと転じ、2011年以降は1991年時点の森林面積を回復し、木材生産量も回復しつつある。

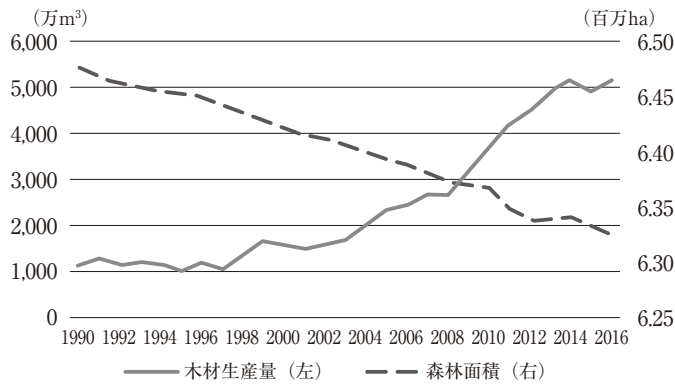
### 3.3 韓国の現状

韓国の国土面積は約1000万 ha で日本の1/4である。森林面積<sup>5)</sup>は2016年には632万 ha であり、森林被覆率は63%である。韓国の森林被覆率は、朝鮮戦争後、1952年の65%から1961年の最大値68.61%を経て、その以後はやや減少する傾向に転じ現在に至っている。1 ha 当たりの森林蓄積量をみると、1952年の6 m<sup>3</sup>から増加傾向にあり、2015年には1 ha 当たり150

4) 国有林面積は767万 ha で総森林面積の30%を占め、民有林は1740万 ha で70%を占めている。

5) 2015年の国有林面積は162万 ha、民有林は472万 ha であり、それぞれ、森林面積の25%、75%を占めている。また、民有林を公有林と私有林に分けることができるが、そのうち私有林は、425万 ha であり、森林面積の67%を占めている。

図3 韓国の森林面積と木材生産



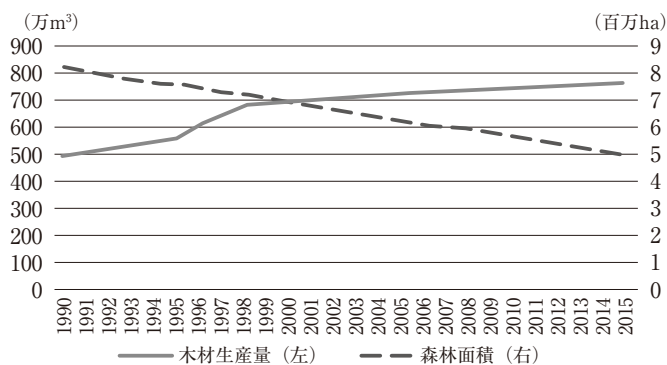
(出所) 2017年林業統計年鑑により作成 (韓国)

m<sup>3</sup>まで増加した。韓国の木材の総供給量をみると2016年では3177万 m<sup>3</sup>で、自給率は2005年の8.8%から16.2%へと約2倍増加している。しかし日本の約半分であり、ほとんどは輸入に依存している。図3によると韓国は森林面積が減少する一方で、木材生産量は増加する傾向にある。特に、木材生産量については、貿易構造の変化と国産材利用の促進などにより、1998年以降急激に増加する傾向にある。

### 3.4 北朝鮮の現状

北朝鮮の国土面積は1200万 ha で、韓国とほぼ同じ面積である。図4が示すように、2015年の森林面積は500万 ha で、森林被覆率は41%である。1985年の森林被覆率は75%であった

図4 北朝鮮の森林面積と木材生産



(出所) FAO データを基に、韓国公開の朝鮮統計により作成

が、1999年以降減少する傾向にある。2015年の1 ha 当たりの森林蓄積量は63m<sup>3</sup>であり、世界平均よりはるかに低い。北朝鮮の木材生産量は近年増加する傾向にあり、763万 m<sup>3</sup>である<sup>6)</sup>。北朝鮮は、森林面積については、1990年から現在に至るまで減少する傾向にある一方で、木材生産量は増加する傾向にある。2000年以降の木材生産量は毎年700万 m<sup>3</sup>を超えている。

#### 4. 東アジアの森林政策の展開

本節では、東アジアの各国について、それぞれの国の主な森林政策の展開について述べる。その際、森林法や森林・林業発展計画などの主な森林政策を中心に、森林所有の形態、森林の分類方法、伐採や森林の多面的機能（近年の課題になっている気候変動問題への国際対応など）の観点から整理を行う。表2は東アジアの主な森林政策の展開を示したものである。

##### 4.1 中国の森林政策の展開

1949年に中華人民共和国が成立し、当時の森林被覆率は5%程度であった。中国は持続可能な森林<sup>7)</sup>利用のために、1963年に「森林保護条例」を公布した。森林保護条例は、森林を保護し、林業生産を促進するために制定された。その後、1979年に試行され1984年から実施された中国で最初の「森林法」<sup>8)</sup>は、森林資源の合理的利用、水源涵養などを含めた森林の多面的機能の発揮を目指した法律であった。一方で、森林環境保全（森林拡大）のために、「三北風砂危機、水土流失重点地区建設保護林建設計画（計[1978] 808号）」をはじめとする様々なプロジェクトが開始された。

しかし、1998年に長江、松花江などで発生した「大洪水」をきっかけに、2001年から森林拡大のために「6大林業プロジェクト」が実施された。6大林業プロジェクトは、天然林資源保護プロジェクト、「三北」及び長江中下流域重点防護林建設プロジェクト、退耕還林プロジェクト、北京・天津砂漠化防止プロジェクト、野生動植物保護・自然保護区建設プロジェクト、重点地区速生豊産用材林基地建設プロジェクトの6つのプロジェクトから構成される。

2000年代に入ると、中国政府は持続可能な森林経営と森林環境保全のために、様々な改革とともに法・対策を実施した。具体的には、持続可能な森林経営のために、国有林（企業）・集団林（農家）についての更なる経営改革や森林環境保全のための条例、法律の策定であり、例えば、2002年の「防砂治砂法」、2003年の「退耕還林条例」などがある。また、持続可能な森林経営と森林環境保全のために、中国での独特な森林認証（CFCC）が展開された。

6) 2017年の韓国林業統計年鑑による。

7) 中国の森林は、国有林と集団林に分けられて経営されている。集団林経営者は、土地の所有権はないが、立木・竹の使用権はある。

8) 1984年に初めて実施された森林法は、1998年、2009年に修正を行っている。

表2 東アジアにおける主な森林政策の展開

年	中国	日本	韓国	北朝鮮
1897		森林法		
1907		森林法の改正		
1946				林野管理経営決定書
1947			造林砂防事業10ヵ年計画	
1949			民有林造林10ヵ年計画, 砂防事業10ヵ年計画	
1951		新たな森林法	山林保護臨時措置法	
1961			山林法	第1次経済開発計画 (1961-1967)
1963	森林保護条例			
1964		林業基本法		土地法
1973			第1次治山緑化10年計画	
1978	三北風砂危機, 水土流失重点地区建設保護林建設計画 (計 [1978] 808号)			
1979			第2次治山緑化10年計画	
1980			山林組合法	
1984	森林法			
1987			第3次山林基本計画	
1992				森林法
1998			第4次山林基本計画	
2000				森林造成10ヵ年計画
2001	6大林業プロジェクト	森林・林業基本法, 森林・林業基本計画	山林基本法	
2002	防砂治砂法			
2003	退耕還林条例			
2007	中国気候変化に対する国家方案			
2008			第5次山林基本計画	
2009				森林保護契約
2010		森林・林業再生プラン		
2013				森林建設総計画2013-2042
2014				林農複合経営
2015				林農複合経営10年計画戦略及び事業計画 (2015-2024)
2016	全国森林経営計画 (2016-2050), 9大林業プロジェクト	森林・林業基本計画		
2018			第6次山林基本計画	

(出所) (韓国国家記録院), <http://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/nenpyou.html> (日本林野庁), 金 (2018), 労働新聞 (朝鮮), Kim (2018)などを参考に筆者作成



近年、中国政府は、持続可能な森林経営のために次のような施策を展開している。2016年に公布された森林面積と森林蓄積量の増加のための「全国森林経営計画（2016-2050）」に関する通知では、2016-2020年までを短期、2021-2050年までを長期として、短期的には、森林被覆率に関しては、23.04%を、蓄積量に関しては、1 ha 当たり95m<sup>3</sup>を目標とし、長期的には、森林被覆率23.04%から26%への拡大と、森林蓄積量に関しても、1 ha 当たり95m<sup>3</sup>から121m<sup>3</sup>以上を目標として、森林経営の先進国レベルへの到達を目指している。以上の目標を実現するために、2001年の「6大林業プロジェクト」から発展し、2016年には「9大林業プロジェクト」を企画した。9大林業プロジェクトは、国土緑化行動プロジェクト、天然林資源保護プロジェクト、新退耕還林プロジェクト、防砂治砂プロジェクト、森林質量精準提昇プロジェクト、湿地保護と恢復プロジェクト、瀕危野生動植物救出（抢救）性保護と自然保護区建設プロジェクト、林業産業建設プロジェクト、林業サポート（支撐）保障体系建設プロジェクトである。

他方で、2007年の「中国気候変化に対する国家方案」では、森林に関連する対策として、退耕還林還草プロジェクトや天然林プロジェクトなど生態建設プロジェクトを継続的に実施するとしている。

## 4.2 日本の森林政策の展開

日本は、1897年に最初の「森林法」<sup>9)</sup>が制定され、1907年の森林法改正を通じて、戦後の1951年に現在の森林管理経営の基礎となる「新たな森林法」<sup>10)</sup>が実施された。新たな森林法は、森林計画、森林の保続培養と森林生産力の増加を図り、国土の保全と国民経済の発展を目的とする。新たな森林法が制定されて以来、数十回の改正が行われ、2018年には、第1章 総則（1-3条）、第2章 森林計画等、営林の助長及び監督など（4-24条）、第3章 保安施設（25-48条）、第4章 土地の使用（49-67条）、第5章 都道府県森林審議会（68-73条）、第6章 削除（74-186条）、第7章 雑則（187-196条）、第8章 罰則（197-213条）という構成になっている。

1964年には日本の林業の発展と林業従事者の地位の向上だけでなく、森林資源の確保、国土の保全のための林業に関する政策目標を明確にする法律の目的と、林業従事者の所得の増加、林業の生産性の向上のための政策の目標の下で「林業基本法」を制定し実施した。この基本法は、第1章 総則（1-9条）では、法律の目的、政策の目的、国の施策などが定められている。第2章 林業生産の増進及び林業構造の改善（10-15条）では、林業生産に関する

9) 第1章 総則、第2章 営林の監督、第3章 保安林、第4章 森林警察、第5章 罰則、第6章 雑則になっている。（1897年4月12日法律第46号）

10) 1962年、1968年、1974年、1983年、1991年、1998年、2001年、2011年に修正を行った。

る施策や林業経営の発展に加えて、林業構造改善事業の実施などが制定された。第3章 林産物の需給及び価格の安定など(16-17条)では、林産物の需給、価格の安定、流通・加工に関する施策、第4章 林業従事者(18-19条)では、教育の事業の充実、林業労働に関する施策、第5章 林業強制期間及び林業団体(20-21条)では、林業行政に関する組織の整備、林業団体の整備、第6章 林政審議会(22-27条)では、林政審議会の設置、権限、組織などが定められている。最後に、附則、の構成になっている。

さらに、国民の所得増加、意識の変化、国際化の進展などに対応するために、2001年に、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定向上、国民経済の健全な発展を図ることを目的として「森林・林業基本法」が制定された。この森林・林業基本法は7章構成で、第1章 総則(1-10条)、第2章 森林・林業基本計画(11条)、第3章 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策(12-18条)、第4章 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策(19-23条)、第5章 林産物の供給及び利用の確保に関する施策(24-26条)、第6章 行政機関及び団体(27-28条)、第7章 林政審議会(29-33条)、附則である。ここでは、森林の多面的機能は、国土の保全、水源涵養、事前環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給の観点で評価されている(第2条)。

2010年には、2020年までに木材自給率を50%に増加させる(つまり、木材生産を1800万 $m^3$ から4000-5000万 $m^3$ に増加させる)ために「森林・林業再生プラン」が企図された。

また、1907年の「森林法」で初出した森林組合は、木材産業の変化に応じて改正され、1978年には、独立した「森林組合法」<sup>11)</sup>が登場した。森林組合法の第1条によれば、「森林所有者らの経済的社会的地位の向上、森林の保続、森林生産力の増加を図り、国民経済の発展に資すること」を目的として森林組合法が実施されている。

他方で、日本は、2001年から「森林・林業基本法」の実施に伴って、その下で、5年ごとに「森林・林業基本計画」を策定し実施し始めた。その前には、林業基本法の下で、「森林資源に関する基本計画」並びに「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」<sup>12)</sup>が実施された。最新の2016年の「森林・林業基本計画」は、森林資源の過小利用の問題から森林資源の利用のために、需要面では木材加工部門の木材需要の創出を目指し、供給面では森林資源の利用の際に伐採と造林を強化させ森林資源の持続可能な利用を行い、国産材(丸太)の安定的な供給を目指している。また、林業・木材産業の成長産業化を目指すことによって、地方創生と近年課題となっている地球温暖化防止や生物多様性保全を行おうとしている。目標としては、2015年の森林蓄積量の50.1億 $m^3$ から2020年には52.7億 $m^3$ へ、木材供給量は

11) この組合法は1条から123条の構成になっている。

12) 1966年をはじめとし、1973年、1980年、1987年、1996年に決定され実施した。

2014年の2400万 m<sup>3</sup>から2020年には3200万 m<sup>3</sup>を計画している。

### 4.3 韓国の森林政策の展開

韓国政府が成立して以降、以下のような森林政策・計画を基にした森林政策が展開された。

1951年李承晩大統領<sup>13)</sup>の下で、韓国政府は当時に直面した森林破壊の現象を防止するために「山林<sup>14)</sup>保護臨時措置法」を実施した。「山林保護臨時措置法」は、全10条から構成されており、特に、第2条では、政府は林木の保護育成上必要である場合には、その地域を森林保護林区に設定するとし、第6条で、山林の所有者、占有者は造林と山林保護の業務が遂行できない場合には、山林の所有者、占有者に対して、造林、山林の管理の全部または一部を組織に委託すると定められている。加えて、第8条では、第6条に違反するものに関しては、1年以下の懲役または、5万円以下の罰金をすることが定められた。

その後、1961年尹潁善大統領<sup>15)</sup>の制限下で、初めて森林に関する体系的な法律「山林法」<sup>16)</sup>が制定され公布される。その目的は、山林の保護、育成や山林資源の増加、国土の保存と国民経済の発展への寄与である。「山林<sup>17)</sup>法」は、第1章 総則 (1-6条)、第2章 営林の助成と監督 (7-17条)、第3章 保安林と採種林 (18-32条)、第4章 国有林 (33-48条)、第5章 山林の保護 (49-52条)、第6章 山林契、山林組合、山林組合聯合会 (53-92条)、第7章 罰則 (93-99条)、附則の構成になっている。山林の定義は第2条で集団的に生産している木、竹の土地のことであるが、ただし、農地、住宅地、様々な法令で制定された土地と林地は除外する。山林所有者による山林の区分は第3条で、国有林、公有林、私有林に分けられる。また、伐採許可に関しては、山林所有者、立木、竹を所有または使用権を持っているものは、農林部で決めたルールに沿って、ソウル特別市長または、道知事の許可を得ることで伐採することができる。第18条によれば、保安林は、土砂流出の防止、飛砂の防止、水害、風害、遡害または雪害などの防止、水源涵養、魚類の誘致増殖、航海、航空などの目標の保存、公衆の保健、遺跡保存、落石、火災の防止の目的を達成する場合に指定される。また、山林契、

13) 李承晩大統領の在任期間は1948年から1960年までである。

14) 本稿での山林は韓国の資料からのもので、森林のことである。

15) 尹潁善大統領の在任期間は1960年から1962年までである。

16) 森林法は、1961年の制定をはじめ、1963年、1970年、1973年、1976年、1980年、1986年 (2回)、1988年、1990年 (3回)、1991年、1993年、1994年 (2回)、1995年、1996年、1997年 (4回)、1999年 (5回)、2000年 (2回)、2001年 (5回)、2002年 (2回)、2003年 (2回)、2004年 (3回)、2005年、2006年に、一部の改正、他法の改正、他法の廃止などによって、修正されてきた。(http://www.law.go.kr/ 2018年8月15日アクセス日)

17) 集団で経営している立木・竹の土地、集団で経営している立木・竹が一時的に伐採された土地、立木・竹の集団的経営に使用になる土地、林道などである。

山林組合、山林組合聯合会を法人とする（第53条）。しかし、この「山林法」は、2006年に廃止され、「山林法」を中心とする森林政策から「山林基本法」を中心とする森林政策に転じた。

2018年の「山林基本法」<sup>18)</sup>は、森林政策の基本になる事項を定め、森林の機能を増加し、林業の発展を計画することで、国民生活の質の向上と国民経済の発展を目的とする。基本法では、第1章 総則（1-4条）で、基本理念、定義（持続可能な森林経営、山林福祉、炭素吸収源）、責務を述べ、第2章では、施策の基本方向（5-9条）で、山林機能の増加、林業の育成、山村の振興、国際協力及び統一対比政策が定められている。第3章では、山林基本計画の設立（10-12条）、第4章山林の保全と利用（13-15条）では、持続可能な森林経営の評価基準及び指標による経営などが定められている。第5章森林の公益機能向上（16-20条）では、山林資源の造成や気候変化対応のための森林資源の活用、山林福祉の向上及び山林文化の調達が決められている。第6章林業の育成（21-26条）では、林産品の需給及び価格の安定や林産物の品質及び流通構造改善、林業技術の振興、情報の促進などがある。第7章では国有林管理及び山村振興（27-30条）、第8章では国際山林協力（31-32条）という構成になっている。

最後に、「山林組合法」<sup>19)</sup>は、山林所有者と林業人<sup>20)</sup>の自主的な共同組織を通じて持続可能な森林経営を促進し、森林の生産力を増加させながら、そのメンバーの経済的・社会的・文化的的地位向上を計画することで、国民経済の発展を目的として実施されている。山林組合法は、全137条の構成になっている。

韓国は、森林回復のために法律だけではなく、1973年から2017年まで、10年ごとに5回の計画を実施しており、第1、2次は治山緑化、第3次は林業活性化、第4次は森づくり、第5次は森林福祉、の山林基本計画を実施した。

具体的には、第1次治山緑化10年計画（1973-1982）において国土の緑化と所得増加を目標として実施した結果、100万 ha の造林計画は1978年までの6年間で達成された。

その後、森林拡大と経済林造成のために、1979年から1987年にかけて第2次治山緑化計画を実施し、その結果、150万 ha の計画に対して106万 ha の造林と荒廃山地回復が実現された。

---

18) 山林基本法は、2001年に制定され、2009年、2011年、2015年、2017年に改正を行っている。(http://www.law.go.kr/ 2018年8月15日アクセス日)

19) 1980年の制定をはじめ、1986年、1989年、1990年、1991年2回、2000年2回、2001年、2002年、2004年、2005年3回、2007年2回、2008年3回、2011年2回、2012年、2013年2回、2014年3回、2015年、2016年、2018年に改正を行った。

20) 3 ha 以上の山林で林業を営んでいるもの、1年中90日以上林業で働いているもの、林業経営を通じて林産物の年間販売額が100万円以上のもの、山林組合法の18条の規定による組合員として林業を営営するものである。

また、第1次と第2次基本計画の実施により緑化に成功した韓国は、第3次の山林基本計画—山地資源化計画（1988-1997年）では、それまでの緑化政策は資源化政策への方向転換がなされ、保全優先から経営優先への政策転換がなされた。その結果、32万 ha の経済林造成と303万 ha の育林事業が実行された。

第4次山林基本計画（1998-2007年）の当初の計画目標は、持続可能な森林経営基盤の構築にあって、森づくりなどを通じて134万 ha の森林が資源化された。第4次山林基本計画の変更（2003-2007年）後の計画の目的は、持続可能な森林経営の構築という点から、人と森が調和した豊かな緑の国の作りへと変更された。その成果として、森林認証基準の設定、国際森林認証の取得、2006年に森林法を廃止し森林基本法を中心とする12個の機能別の法体系の改正、「植える政策」から「育てる政策」に転換することなどが企図され、総じて森林価値の増加が実現された。

2008年から2017年までの第5次山林基本計画は、前期と後期に分けられる。前期は国際森林管理のパラダイムである持続可能な森林経営と先進国家の課題である福祉国家の実現などが、中心的なビジョンであったが、後期のビジョンは、内部的要因（計画目標である伐採、林産物の輸出などの達成、新しい森林政策のパラダイムの必要など）と外部的要因（森林生物資源管理強化など）の観点から、森林を多様な財・サービスを創出することによって持続可能な社会の実現に貢献し、地球共同の発展をすることにあった。本計画の目標も、森林価値の増加、生態系の保全、森林休養、文化機能の拡大を通じて、国民、森林所有者は森を職場、休養、生活の場として活用できるように森林を経済・環境・社会の循環構造を作ることであった。これに加えて、変更後では、気候変動に対する森林炭素管理体系を構築も重視された<sup>21)</sup>。その結果、持続可能な森林経営のための規範である森林認証制度の創設（国際森林認証制度への総合認証申請など）や森林炭素税の導入、森林福祉<sup>22)</sup>の拡大が企図された。

さらに、2017年の森林基本法の第11条の、国土計画、環境計画などに関連する国家計画との連携強化のために、2018年からの第6次山林基本計画では2037年までに計画期間は延長された。この計画は、地域森林計画及び森林経営計画を設立する基準になり、基本原則と方向を示す森林分野の最上位の計画である。計画は、雇用創出、林業所得の増加、森林福祉の拡大、生態林サービスの増加などによって、国民の生活改善、森を通じて幸福指数の向上を目

21) 7大戦略は森林資源（持続可能な機能別森林資源管理体系の確立）、森林炭素（気候変動に対する森林炭素管理体系構築）、森林産業（林業市場機能の活性化のための基盤構築）、森林生態系（森林生態系及び森林生物資源の保全・利用体系構築）、林地及び災害（国土の安全性向上のための林地及び森林災害管理）、森林福祉（森林福祉サービス拡大・再生産のための体系構築）、海外森林（世界緑化及び地球環境保全のための貢献）である。

22) 森林福祉は、森林福祉法によると、国民に森林を基盤とする森林福祉サービスを提供することで国民の福利を増加させるための経済的・社会的・感情的支援をいう。

指している。具体的な計画は、森林産業の育成及び雇用創出、林業所得の安定及び山村活性化、森林生態系の保全、国際森林協力と国土の森林緑化完成に加えて、森林政策の基盤構築など8つである。目標としては、2037年までに、木材自給率を16.2%から30%への拡大、森林分野の雇用を年1.8万人から7万人に拡大、温室ガス減少寄与率を5%から10%へ、国民平均所得に対する林家所得を66%から90%へ拡大することに加えて、北朝鮮に対する支援策として、北朝鮮での140万 ha の森林回復支援策などがある。

#### 4.4 北朝鮮の森林政策の展開

1946年、第2次世界大戦の間に破壊された森林を回復するために臨時人民委員会により「林野管理経営決定書」が公布された。この決定書では、林野管理経営機構（林業局）の設立と管理令を承認し、人民委員会は積極的に協力することになっている。また、林野管理令は、第1章 林野管理経営機構（1-5条）、第2章 民有林（6-8条）、第3章 保安林指定（9-11条）、第4章 立木処分（12-24条）、第5章 木材買収人義務（25-30条）、第6章 火災に対する取締（31-32条）、第7章 林野管理令違反者に対する処罰（33-51条）の構成になっている。ここでは、国有林以外の個人所有林を民有林とし（第6条）、保安林の定義<sup>23)</sup>（9区分）の制定と木材伐採については、林産物生産計画によって、樹齢または、成長率に依拠して伐採する（第13条）と定めている。

その後、同年の「林野管理令違反者処罰規則」、1947年の「共同利用林に関する規則」<sup>24)</sup>、1948年の「木材生産に関する規則」<sup>25)</sup>、1949年の「特別保護林に関する規則」などが公布された。

1950-1953年の3年に及ぶ朝鮮解放戦争により森林の破壊が生じ、水害や乾燥をもたらされ、この問題を解決するために、1958年「東沿海部の治山治水事業を成果的に保障することに関して」の命令が実施された。さらに、1960年代には、大規模な造林が実施された。特に、「第1次経済開発計画（1961-1967）」の下で、7年間に800万 ha を造林する計画が実施された。1970-80年代にかけては、自然改造5大方針と4大自然改造事業が実施された。自然改造5大方針の内容は、畑の灌漑、中二階畑の造成、土地の整理と改良、干潟地の開墾、治山治水<sup>26)</sup>である。5大方針は、農産物生産量を増加させるための対策として実施されたが、資金不足や農業集団化によって農民の生産意欲が減少し結果的に成果を果たすことができなかつたとされる。これに対して、1981年には4大自然改造事業が実施された。この事業は、干潟

23) 人民委員会が指定した特別林、土砂防止林、田など保安林、休養林、衛生林、交通保安林、水源涵養林、魚附林、飛砂防止林の9つに保安林を区分する。

24) 農民の生活に必要な林産物の生産を自給自足と、農村の発展のために共同利用林を設置した。

25) 丸太と製材に適用する。この規則は1950年に修正される。

26) 朝鮮語では、「밭관개, 다락밭조성, 토지정리 및 개량, 간석지개간, 치산치수」である。

地開墾，耕作面積の拡大<sup>27)</sup>，南浦閘門建設，泰川水力発電所の建設である。これらの政策によって，森林はさらに破壊されることになった。

1977年の「土地法」<sup>28)</sup>(1999年に修正)に基づく国土建設総計画には，森林造成の方向や保護及び利用が含まれている（第17条）。国家は，森林造成など土地保護によって，土壤流出の防止，国民の福利などを増加する（第19条）が，以上に加えて，土地法の第30条から第40条まででは森林保護のための規定が含まれている。

このように，北朝鮮は森林の重要性を認識していたが，食料不足による開墾は森林破壊をもたらし悪化させた。それに対して，森林資源の利用と管理を目的として，北朝鮮として最初の「森林法」<sup>29)</sup>(1992年)が制定された。これ以降，森林法には修正が重ねられ，現在の「朝鮮民主主義人民共和国森林法」は，森林造成と保護，森林資源利用に関する規律と秩序を制定し，国家の森林政策を貫徹する役割を担っている。森林法は，第1章 森林法の基本（1-9条）では，森林とその所有権，森林の分類，森林造成原則，森林建設総計画の作成と実行原則，森林保護原則，森林資源と利用原則などについて定められ，第2章 森林造成（10-18条）では，植林，造林計画や植林週間の決定，林農経営などについて述べ，第3章 森林保護（19-28条）では，山林保護管理義務，山林地域での禁止事項などが決定され，第4章 森林資源の利用（29-38条）では，森林資源の計画的・合理的に利用，循環型による木材生産，伐採許可などが決定され，加えて，第5章 森林経営に対する指導（39-48条）がある。北朝鮮の森林には，森林土地とその中の動植物資源が含まれるが，国家所有になっている（第2条）。また，森林の役割によって，特別保護林，一般保護林，木材林，経済林，薪炭林に分けられる。第6条は森林保護に関して，国民に金正日主義愛国主義教養を強化し，国民に森林保護に積極的に参加するように義務化されている。さらに，森林造成については，森林面積を増加させ，森林風景を改善し，森林の経済効果と面積当たりの蓄積量を増加できるようにすることが目標となっている（第10条）。森林資源の利用に関しては，循環型伐採（第31条）によるが，伐採は許可なしではできない。

また，2001年から10年間150万 haの森林造成を目標として「森林造成10ヵ年計画（2001-2010）」を制定し実施した。さらに，2009年には，「森林保護契約」を制定し，国家の許可なしでは伐採と傾斜地での耕作は禁止になった。

その後，2012年に金正恩体制になって以降も，北朝鮮では森林回復が傾注されている。

---

27) 朝鮮語では「새땅찾기」である。

28) 土地法は1964年に初めて制定され，1977年新しく制定され，1999年に修正した。（<http://www.uriminzokkiri.com/index.php?ptype=commonsense&no=79083> 2018年8月15アクセス日）

29) 1999年2回，2001年，2005年，2008年，2009年，2012年，2013年に2回，2014年，2015年に修正された。

2012年「社会主義強盛国家建設の要求に合わせた国土管理事業で革命的転換をもたらすことについて」<sup>30)</sup>での発表では、森林造成、適切な森林利用、森林保護などについて、指示を行った。

2013年には、「森林建設総計画2013-2042」が立案されている。第1段階として、2013年から2022年までは年間14-17万 ha の緑化を目標に10年間で合計168万2000ha の緑化が計画されている。また、2013年に4月には、森林法を修正する形で、「林農複合経営」<sup>31)</sup>に関する事項が補填され、続く5月には「林農複合経営規定」が実施された。2014年からは「林農複合経営」は全国的な政策として採択されている。さらに、2015年2月に、金正恩は、森林被覆率を増加させるために、軍隊、国民による「森林回復戦闘」を行うことを発表した。同年には、「林農複合経営10年計画戦略及び事業計画（2015-2024）」が発表された。林農複合経営は、山間地帯の耕作地に植林して土壌流出を防止する経営形態であり、これは、30万 ha の耕作地を林農複合経営とする計画である。さらに、2018年4月の北南首脳会談後、7月北南森林協力会談が実施され、森林造成、保護についての森林科学技術の成果交流が合意された。

また、2010年に制定され2013年に修正された「園林法」では、園林の造成と管理に関する規律と秩序を制定し、都市、村を整備し、衛生的文化的な生活環境を作ることが企図されている。

#### 4.5 ま と め

以上の東アジアにおける森林政策をそれぞれまとめると以下のとおりである。

中国政府は、1949年森林被覆率5%から70年間様々な森林政策を実施してきた。1963年の「森林保護条例」、1984年の最初の「森林法」に加えて、1980年代からの森林拡大プロジェクトをはじめ、2001年の「6大林業プロジェクト」、2016年の「9大林業プロジェクト」が実施されてきた。その結果、2014年には、森林被覆率が21.6%で、1 ha 当たりの森林蓄積量は89.79m<sup>3</sup>までに増加した。しかし、世界平均（約森林被覆率30%と森林蓄積量111m<sup>3</sup>）を下回っている。また、2050年までの森林計画では、森林面積（26%）と森林蓄積量（121m<sup>3</sup>）の拡大を目標としているが、目標の実現には2016年からの「9大林業プロジェクト」が期待される。

日本の森林政策は主に、森林法、林業基本法、森林林業基本法の下で実行されてきた。日

---

30) <http://uriminzokkiri.com/index.php?type=great&subtype=rozak&no=3795> による（2019年3月22日参照）。

31) Kim (2018) によると林農複合経営は、木と農作物、薬剤、果物などを結合しての栽培や木と動物（豚、鳥など）を配合して生態環境を改善し、食料と工業原料を生産する新しい森林経営の形態である。



本は、19世紀末に最初の「森林法」が実施された以降、1907年に改正され、その後、戦後の1951年に「新たな森林法」を制定し実施した。また、1964年には、「林業基本法」を制定し実施した。さらに、不足点などを改善するために2001年には、「森林・林業基本法」を制定し実施した。森林林業基本法の下で「森林・林業基本計画」が実施された。その結果、戦後の65%以上であった森林被覆率は現在も65%以上を維持している。現在の1ha当たりの蓄積量は170m<sup>3</sup>で、木材自給率は31%である。また、日本政府は森林の多面的機能を重視しながら木材供給の増加と林産業による地方創生、国際的に課題になっている気候変動問題や生物多様性問題に力を入れている。

韓国は、1951年に「山林保護臨時措置法」を始め、1961年最初の「山林法」を制定し実施してきたが、同法は2006年に廃止された。一方で、2001年に「山林基本法」が制定された。韓国の森林政策は、最初は「山林法」の下で政策が行われたが、2006年の廃止によって、森林政策は「山林基本法」を中心とするようになった。一方で、1973年から10年ごとに「山林基本計画」実施され、さらに、2018年の第6次山林基本計画からは20年ごとの計画になっている。韓国は、1952年から森林被覆率は高く、65%から現在の63%まで大きな変化はないが、1ha当たりの森林蓄積量は、1952年の25倍の150m<sup>3</sup>まで増加した。また木材自給率は16.2%で、相当に低い。これからの森林政策は、雇用創出、林業所得の増加に加えて、気候変動問題、森林生態系の保全、森林福祉など森林多面的機能を中心にする政策が実施されている。国内だけではなく北朝鮮の森林回復にも力を入れる予定である。

北朝鮮は戦争直後、森林回復のために1946年に「林野管理経営決定書」の公布をはじめ、朝鮮戦争期間を除いて、森林保全のために様々な規則を実施してきた。また、1977年には「土地法」が新しく制定され実施された。そこでは、森林の重要性を認識していたが、国内の食料供給のための開墾により森林は破壊され、その後、1992年に初めての「森林法」の制定と森林造成計画などが実施された。さらに、金正雲体制になってから、「森林回復闘争」を強調しながら、様々な森林造成に関連する計画や法を実施した。さらに、2018年首脳会議の影響で、南北は森林協力を約束した。

しかしながら、森林被覆率は2000年代に入ってから減少する傾向に転じ2015年の統計では41%に過ぎない。2015年の1ha当たりの森林蓄積量は63m<sup>3</sup>であり、世界平均よりはるかに低い。北朝鮮の木材生産量は増加する傾向にあり、生産量は763万m<sup>3</sup>であった。もともと蓄積量が少ない上に、耕作地確保や木材生産量の増加が森林被覆率を減少させる原因であると考えられる。

## 5. 東アジアの森林現状と政策の比較分析

東アジア諸国の思想は社会主義（中国と朝鮮）と資本主義（日本と韓国）である（表3参

表3 各国の森林所有と管理

思想	社会主義		資本主義	
国	中国	北朝鮮	韓国	日本
森林法実施年	1984年	1992年	1961年	1951年
森林所有権	国家	国家	国家・個人	国家・個人
森林経営	国有林・集団林	国有林・民有林	国有林・公有林・私有林	国有林・公有林・私有林
森林伐採	MSY・Faustman	MSY	MSY・Faustman	MSY・Faustman
森林被覆率	21.6%	40.9%	63.1%	68.5%
近年実施した主な森林政策	退耕還林政策, 砂漠化防止対策等	森林建設総計画, 林農複合経営等	林業による雇用創出, 森林福祉の拡大, 気候変動問題対策等	林業による雇用創出, 気候変動問題対策等
政策の評価 <sup>32)</sup>	成功	失敗	成功	成功
森林面積	増加	減少	不変	不変
その原因	森林拡大政策・木材輸入等	食料不足による開墾・不適切な森林管理等	森林拡大政策・木材輸入等	木材輸入
森林政策の目標	持続可能な森林経営と森林拡大	森林拡大	森林多面的機能の重視しながら持続可能な森林経営	森林多面的機能の重視しながら持続可能な森林経営

(出所) 筆者作成

照)。思想の違いによって、森林経営、森林所有権、森林伐採などが異なっている。まず、森林（土地）所有に関しては、社会主義国は国家にあり、資本主義国は森林経営によって国家或いは個人になる。森林経営については、中国は国有林と集団林、北朝鮮は国有林と民有林、日本と韓国は国有林・公有林・私有林に分けられている。また、土地上の森林資源については、中国では、国有林は国有企業所有、集団林は農家或いは集団所有であり、北朝鮮の場合は、森林法の第2条により国家所有になっている。日本と韓国は、経営主体により経営主体のものになる。また、資本主義国家では、森林所有者のために、森林組合法が実施されている。

森林伐採に関しては、4カ国とも森林法の規定に従っている。4カ国とも政府の許可を得て伐採可能であるが、各国の森林経営の仕方によって、伐採量を成長量以下にする方法持続可能な最大生産量（Marginal Sustainable Yield: MSY）<sup>33)</sup>の下で、持続可能な森林経営によ

32) 政策の評価については、森林面積と蓄積量で評価した。

り利益を最大に考える方法（Faustmann）<sup>34)</sup>も実施されている。つまり、農家や林家や企業などの経済主体は、各国の森林保全のために行っている伐採量を成長量以下にする基準の下で、Faustmann方式による森林経営を行うことで、利潤最大化行動を行う。

また、主に行われてきた森林政策とその結果、並びに、最近の森林政策の動向について比較すると、社会主義である中国と北朝鮮は国家主導の下で森林拡大への政策が主に実施されている。中国は、成立してから国有林や集団林の持続可能な森林経営を考えながら造林による森林拡大への森林政策（退耕還林政策、砂漠化防止対策など）を実施してきた。その結果、目に見える効果は著しく森林被覆率は成立時の5%から現在の22%に増加した<sup>35)</sup>。また、これからも、長期目標である2050年までの森林被覆率26%目標を達成するために、しばらくは国内の木材利用の抑制、森林多面的機能を重視しながら、森林面積と森林蓄積量の拡大を目指すはずである。北朝鮮は、森林資源の豊かな国から森林資源が破壊される傾向にある。北朝鮮政府も森林の重要性を認識しているが、経済発展による需要を満たすための森林資源を利用や食料の調達のために森林を破壊してきた。その利用された森林の回復や現在の森林を維持するために、金正恩体制になってから「森林回復戦闘」を宣言し、様々な森林政策（森林建設設計画、林農複合経営など）が実施されているが、森林被覆率は減少する傾向にあり目に見える効果は出ていない。

資本主義である日本と韓国は国家と個人により森林が経営されている。両方の国とも森林被覆率は60%を超えており、森林資源が豊かである。特に、韓国は、山林法や山林基本法の下で、山林基本計画は70年代から80年代末までの森林拡大政策から、90年代前期から2000年前半までは森林維持、その後からは、森林の多面的機能を重視する森林政策に展開してきた。その結果、森林拡大（森林面積の増加）、維持（蓄積量の増加）に加えて、森林の多面的機能も現れつつある。

両国の森林政策は、森林の多面的機能を重視しながら、持続的な木材供給と林産業による雇用創出、課題になっている国際問題に力を入れている。現段階の森林政策は、社会主義国では森林資源の保護と拡大に向けて必死であるが、資本主義国では、効率的な木材利用、林産業の所得増加、気候変動問題や生物多様性問題などの国際協力策を行っている。

さらに、森林政策の展開についてみると、まず、日本は、近代から森林被覆率は高く、

---

33) ここでは、MSYについて、森林資源の総量が減少せず、持続的に伐採可能な最大の木材量のこととしている。

34) 金（2018）では、一定面積の林地から得られる収益の割引現在価値を最大化する経営主体が所与の割引率や収益関数を前提として伐期齢を考える行動をFaustmann方式とした。

35) ここでの中国の森林被覆率の増加については、順調ではなかった。計画経済時期の大躍進、文化大革命に加えて、経済発展による木材需要圧力などがあったためであると考えられる。

1950年の時点で森林被覆率は66%を超えている。日本は、別の国と違って森林拡大政策が必要ではなく、森林の多面的機能を重視した持続可能な森林経営を中心に政策を実施する必要があった。次に、韓国も、戦後から森林被覆率は高かったが、山林基本計画による森林政策の展開をみると、最初は、緑化のために治山治水、森林面積の拡大などの「植える政策」を実施し、その後「育林政策」を実施、最後に、森林の多面的機能を重視した持続可能な森林経営政策を実施した。続いて、中国は、木材利用（持続可能な森林経営）を中心とする森林政策から、持続可能な森林経営と森林拡大・森林の多面的を中心とする政策を実施している。最後に、北朝鮮は、戦後森林回復するための政策は実施されたが、食料不足による開墾などの原因で、森林政策は後回しになった。特に、金正恩体制になってから、森林拡大政策に力をいれるとともに、韓国による森林拡大支援も受ける予定であるので、これから北朝鮮の森林回復に期待できる。

## 6. おわりに

本研究では、東アジアにおける森林資源の現状と各国の主な森林政策の展開について比較分析を行った。

現在、資本主義である日本と韓国は高い森林被覆率を維持しながら、森林蓄積量は増加する傾向にある。一方で、中国と北朝鮮は、低い森林被覆率と蓄積量である。その中でも、中国はそれぞれ増加する傾向にあり、朝鮮はそれぞれ減少する傾向にある。また、木材の自給率の面では、中国、日本、韓国は森林保全や伐採費用、木材価格などの原因で、輸入に依存している。そして、輸入に依存することで、高い森林被覆率の維持また森林被覆率の増加をさせようとしている。しかし、このような行動は他の国（持続可能な森林経営を行っていない国＝乱伐・過伐採）に負の影響を与えられられる。

政策の面では、4カ国とも法体制の下で、日本と韓国は、計画を立てて、森林の多面的機能を重視しながら、雇用創出、林業所得の増加を目指し、国際問題である気候変動問題などのために国際協力に力を入れている。中国は、現在の森林被覆率の維持のための持続可能な森林経営と、森林被覆率の増加のための様々な森林プロジェクトが実施されている。さらに、森林認証制度の普及、気候変動問題などにも様々な政策が実施されている。北朝鮮は、森林の重要性を認識し、森林造成、保護事業を実施しているが、目に見える効果が現れていないのが現状である。

現在の東アジアの森林面積は2億4400万ha、地域面積は10億2000万haであり、森林被覆率でみると24%と低い<sup>36)</sup>。各国別にみると、北朝鮮を除き世界平均の30%を超え、森林が

---

36) 東アジア（中国+日本+韓国+朝鮮）の土地面積と森林面積について、表1により計算。

豊かなようにみえるが、地域でみると決してそうでもない。このような現状の下で、東アジア地域の持続可能な森林経営を行うためには、国レベルでの分析をしたうえで、地域レベルでの分析が必要である。近年、平均気温の増加などによる地球温暖化防止の対策について、国際的な取組である「パリ協定」がある。特に、世界的に先進国だけではなく発展途上国でも気候変動対策として森林の重要性がますます重視される傾向になっている。そのため、発展途上国と先進国における森林政策を分析することが重要となり、さらに、気候変動対策などによる共同連携の分析を行うことが残された課題である。

### 参考文献

〈日本語文献〉

安起完（1994）「韓国における森林資源造成政策の展開と山林組合の役割に関する実証的研究」『林業経済』Vol. 47・No. 11, 1-14頁

柿沢宏昭（2018）『日本の森林管理政策の展開—その内実と限界—（これからの森林環境保全を考える）』日本林業調査会

金玉善（2007）「中国国有林における多角経営の展開に関する研究」『宇大演報』第43号, 107-170頁

金承華（2018）『中国における森林政策の展開と課題—森林環境保全と持続可能な森林資源利用の経済分析』博士学位論文

崔洙林・堺正紘・岡森昭則・佐藤宣子（2002）「韓国における国産材利用の実態と展望—林産物総合流通センターの事例として—」『九州森林研究』No. 55, 27-31頁

森林総合研究所（2010）『中国の森林林業木材産業—現状と展望』J-FIC

全林協（2013）『森林経営計画ガイドブック』森林計画研究会

陳鐘善（2005）「中国における林業政策の変遷と吉林省にみる森林管理の展開過程」『東京大学農学部演習林報告』114, 11-42頁

白乙善（1990）「韓国国有林における伐出・育林事業の展開過程に関する史的的研究」『北海道大学農学部演習林研究報告』Vol. 47・No. 1), 1-70頁

馬駿・今村弘子・立花敏（2018）『東アジアにおける森林・木材資源の持続的利用—経済学からのアプローチ—』農林統計協会

〈韓国・北朝鮮文献（韓国語文献）〉

Chun Boom Kwon (2016) *A Study on the Forest Policy and Its Environment of Democratic People's Republic of Korea : Focusing on New Year's Messages and Rodong Newspaper*, University of North Korean Studies

Jang je-won (2016) *A Study on the Policy Change of Forestry Policy*, Dankook University.

Kim Kyoung-min (2018) 『한 국 전 쟁 이 후 남 북 한 산 릫 변 화 비 고 및 김 정 은 집 권 이 후 북 한 의 산 릫 복 구 전 략』 국립과학원

Kim Sung Wook (2010) A Study on the Formative Process of Woodland Ownership System in North Korea. 『圓光法學』, Vol. 26, No. 10, pp. 173-199

Park Kyung-seok (2013) “북한의 산림현황 및 산림정책” 『KERI 북한농업동향』, Vol. 15, No. 3, pp. 3-23

Song Jin Ho, Hahn Chol-Oong (2012) A Study on the Comparison of Forest Legal System of North and South Korea and the Ways of Integration, 『統一과法律』 No. 10, pp. 147-175

- Song Minkyung, Park Mi Sun and Youn Yeo-Chang (2012) Forest Policy of Democratic People's Republic of Korea Represented in Rodong Shinmun, 『환경정책연구』, Vol. 11, No. 3, pp. 123-148
- Yoo Byoung Ill (1998) “동북아시아 국가의 산림자원과 산림법,” 『山林經營』, Vol. 135, pp. 20-30.
- Yoo Byoung Ill (1995) Forest Law and Forest Resources in Five Northeast Asian Countries - R.O.K., D.P.R.K., Japan, China and Taiwan 『韓國林學會誌』, Vol. 84, No. 1, pp. 10-21
- 鄭慶謨·崔達坤·金南植·許慶·申榮鎬 (1990) 『북한 법령집』 大陸研究所